令和7年3月27日 開会

令和7年第1回 枚方寝屋川消防組合議会 定 例 会 議 案 書

目 次

議案第1号	令和6年度枚方寝屋川消防組合補正予算(第3号)	··· 1頁
議案第2号	令和7年度枚方寝屋川消防組合予算	••• 別冊
議案第3号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の 整備に関する条例の制定について	・・・ 25頁
議案第4号	枚方寝屋川消防組合消防職員給与条例の一部改正につ いて	・・・ 40頁
議案第5号	枚方寝屋川消防組合消防職員旅費条例の一部改正につ いて	・・・ 57頁
議案第6号	枚方寝屋川消防組合消防職員の退職手当に関する条例 の一部改正について	・・・ 75頁
議案第7号	枚方寝屋川消防組合消防職員の勤務時間等に関する条 例の一部改正について	・・・ 78頁
議案第8号	救助工作車の艤装請負変更契約の締結について	・・・ 84頁

議案第1号

令和6年度枚方寝屋川消防組合補正予算(第3号)

令和6年度枚方寝屋川消防組合補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ150,155千円を減額 し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,851,923千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補 正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。 (繰越明許費)
- 第2条 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第292条において準用する同 法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することがで きる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和7年3月27日提出

枚方寝屋川消防組合 管理者 伏見 隆

第1表 歲入歲出予算補正

歳 入 (単位:千円)

	$\overline{}$										(単位:十円 <i>)</i>
	惠					項			補正前の額	補 正 額	計
1	分 ź 負	担金及 担	び 金						7,717,293	▲ 323,500	7,393,793
			ݖ	1	負		担	金	7,717,293	▲ 323,500	7,393,793
3	国属	載支 出	金						39,129	28,768	67,897
				1	国	庫 :	補助	金	39,129	10,520	49,649
				2	国	庫 :	負 担	金	0	18,248	18,248
4	府	支 出	金						26,011	▲ 5,230	20,781
				1	府	負	担	金	8,043	▲ 8,043	0
				2	府	補	助	金	17,968	2,813	20,781
7	繰	入	金						2,297	▲ 42	2,255
				1	基	金;	繰 入 ———	. 金	2,297	▲ 42	2,255
8	諸	収	入						20,619	419	21,038
				2	雑			入	20,609	419	21,028
9	組	合	債						183,800	▲ 27,800	156,000
				1	組		合	債	183,800	▲ 27,800	156,000
10	繰	越	金						-	177,230	177,230
				1	繰	;	越	金 ——	_	177,230	177,230
	歳	入			合		計		8,002,078	▲ 150,155	7,851,923

歳 出 (単位:千円)

	意	x				項		補正前の額	補正額.	計
1	議	会	費					3,578	▲ 544	3,034
				1	議	会	費	3,578	▲ 544	3,034
3	消	防	費					7,542,476	▲ 145,394	7,397,082
				1	消	防	費	7,542,476	▲ 145,394	7,397,082
4	公	債	費					444,720	▲ 4,217	440,503
				1	公	債	費	444,720	▲ 4,217	440,503
	歳	出	1		合	計		8,002,078	▲ 150,155	7,851,923

第2表 繰越明許費

(単位:千円)

款	項	事業名	金額
3 消防費	1 消防費	消防車両整備事業	223,046
	(参考) 合	計	223,046

第3表 地方債補正

1 変 更

(単位:千円)

		補		正			前	
起債の目的	限度額	起債の方法	利率		償	還(カ 方	法
た頂グカロリ	队及钢	起頂の方伝	利等	区分	償還期限	据置期間	償還の方法	その他
消防防災施設整備事業	183,800	普通貸借 又は 証券発行	4.0% 以内	政府資金 又は損保 その他	25年 以内	3年 以内	半年賦及び年 賦元利均等又 は 半年賦及び年 賦元金均等償 還	組合財政の都合に より償還期限を短 縮し、又は繰上償 還もしくは低利に借 換えすることができ る。
計	183,800							

		補		正			後	
起債の目的	限度額	起債の方法	利率		償	還 (カ 方	法
起復の日的		起便00万亿	机学	区分	償還期限	据置期間	償還の方法	その他
消防防災施設整備事業	156,000	普通貸借 又は 証券発行	4.0% 以内	政府資金又は損保その他	25年 以内	3年 以内	半年賦及び年 賦元利均等又 は 半年賦及び年 戦元金均等償 還	組合財政の都合により償還期限を短縮し、又は低利に債 還もしくは低利に債 換えすることができる。
計	156,000							

- 4-

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 歳 入

(款) 1. 分担金及び負担金 (項) 1. 負担金 (目) 1. 負担金 (意) (意) 3. 国庫支出金	補正前の額 7,717,293 7,717,293 7,717,293 39,129	補 正 額 ▲323,500 ▲323,500 ▲323,500	7, 393, 793 7, 393, 793 7, 393, 793	1. 枚方市負担金	金 額 ▲201, 489 ▲122, 011
1. 分担金及び負担金 (項) 1. 負担金 (目) 1. 負担金 (款) 3. 国庫支出金	7, 717, 293 7, 717, 293	▲323, 500 ▲323, 500	7, 393, 793		
(項) 1. 負担金 (目)1. 負担金 (款) 3. 国庫支出金	7, 717, 293 7, 717, 293	▲323, 500 ▲323, 500	7, 393, 793		
(計) (款) (款) (款) (款) (款)	7, 717, 293	▲323, 500			
(計)1. 負担金 (款) 3. 国庫支出金	7, 717, 293	▲323, 500			
(款) 3. 国庫支出金			7, 393, 793		
3. 国庫支出金	39, 129	90 740		2. 寝屋川市負担金	▲ 122, 011
3. 国庫支出金	39, 129	99 769			
	39, 129	20 760			
	ŀ	20, 108	67, 897		
(項)					
1. 国庫補助金	39, 129	10, 520	49, 649		
(目)1. 消防防災施設整備費 等国庫補助金	39, 129	10, 520	49, 649	1. 消防防災施設整 備費等補助金	10, 520
(項)					
2. 国庫負担金	-	18, 248	18, 248		
(目)1. 常備消防費国庫負担 金	-	18, 248	18, 248	1. 緊急消防援助隊 活動費負担金	18, 248
(款)					~
4. 府支出金	26, 011	▲ 5, 230	20, 781		
(項)					
1. 府負担金	8, 043	▲8,043	_		
(目)1. 常備消防費府負担金	8, 043	▲8, 043	_	1. 職員派遣府負担金	▲8,043
(項)					
2. 府補助金	17, 968	2, 813	20, 781		
(目)1. 常備消防費府補助金	17, 968	2, 813	20, 781	1. 常備消防費府補助金	2, 813
(款)					
7. 繰入金	2, 297	▲ 42	2, 255		
(項)					
1. 基金繰入金	2, 297	▲ 42	2, 255		
(目)1.基金繰入金	2, 297	▲ 42	2, 255	1. 基金繰入金	▲42

細	節	概		≒ ¥	an and an
区 分	金額	挺	要	説	明
1. 枚方市負担金	▲201, 489	1. 枚方市負担金			▲ 201, 489
		(1)枚方市負担金(按分比 経常経費 ▲8	と率61.0289%) 80,534		▲ 201, 489
		特別経費 ▲12	20, 955		
1. 寝屋川市負担金	▲ 122, 011	2. 寝屋川市負担金 (1)寝屋川市負担金(按分	分比率38.9711%)		▲122, 011 ▲122, 011
		経常経費 ▲	51, 427		,
		特別経費 ▲′	70, 584		
1. 消防防災施設整備 費等補助金	10, 520	1. 消防防災施設整備費	等補助金		10, 520
X 4 1111/30 202		(1) 緊急消防援助隊設	備整備費補助金		10, 520
<u> </u>					
1 取為沙叶福州保江	10.040	1 取各沙叶拉叶跃江科			10.040
 緊急消防援助隊活動費負担金 	18, 248	1. 緊急消防援助隊活動			18, 248
		(1) 緊急消防援助隊活	動費負担金		18, 248
1. 職員派遣府負担金	▲8, 043	1. 職員派遣府負担金			▲8, 043
1. 机黄帆造剂泵压业	20,010	(1) 府立消防学校派遣	· 拗合 \ /// 弗		▲ 8, 043
		(1) 州亚伯姆于汉州追	. 铁百八叶頁		4 0, 043
1. 常備消防費府補助	2, 813	1. 常備消防費府補助金	•	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	2, 813
金		(1) ヘリコプター運営	補助金		2, 813
1. 枚方寝屋川消防組	▲ 42	1. 枚方寝屋川消防組合	消防救急基金繰	 入金	▲ 42
合消防救急基金繰 入金		(1) 枚方寝屋川消防組	L合消防救急基金網	繰入金	▲ 42

-t	14 T 24 0 #F	14 T #5	۵۱	節	
款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	区 分	金 額
(款)					
8. 諸収入	20, 619	419	21, 038		7.5
(項)					
2. 雑入	20, 609	419	21,028		
(目)1. 雑入	20, 609	419	21, 028	1. 雑入	419
(款)	100.000	4.07.000	150.000		
9. 組合債	183, 800	▲27,800	156, 000	i	
(項)	100.000	A 07, 000	150 000		
1.組合債	183, 800	▲ 27, 800	156, 000 156, 000	1	A 07, 000
(目)1. 消防防災施設整備事 業債	183, 800	▲ 27, 800	156, 000	1. 消防防災施設整 備事業債	▲ 27, 800
(款)					
10. 繰越金	-	177, 230	177, 230		
(項)					
1. 繰越金	_	177, 230	177, 230		
(目)1. 繰越金	_	177, 230	177, 230	1. 繰越金	177, 230
歳 入 合 計	8, 002, 078	▲ 150, 155	7, 851, 923		

;	細	節		概	要		明
区	分	金	額	144.	प्र 	I)L	.51
1. 雑入			419	1. 雑入			419
1. AE)				1	件 費		23
				(2) 寝屋川市派遣職員			86
				(3) 消防広域応援交付			310
1. 消防	 防災施設整備		▲ 27, 800	1. 消防防災施設整備事	 業債		▲27, 800
事業	防災施設整備 債		,	(1) 消防自動車整備事			▲ 20, 800
				(2) 消防庁舎整備事業			▲ 7, 000
1. 前年			177, 230				177, 230
11.4	× 1,5,1.1.		Í	(1) 前年度繰越金			177, 230

2 歳 出

				į į	甫 正 額 の	財 源 内 訳	
款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	特	定財	源	· 你是什么后
				国府支出金	地 方 債	その他	一般財源
(款)							
1. 議会費	3, 578	▲ 544	3, 034	_	_	_	▲ 544
(項)							
1. 議会費	3, 578	▲544	3, 034	_	-	-	▲ 544
(目)1.議会費	3, 578	▲ 544	3, 034	-	-	-	▲ 544
(款)	7 5 10 15	A 1 17 05 :	T 007 05				
3. 消防費 (項)	7, 542, 476	▲145, 394	7, 397, 082	23, 538	▲27, 800	377	▲141,509
1. 消防費	7, 542, 476	▲ 145, 394	7, 397, 082	23, 538	▲ 27, 800	377	▲ 141, 509
(目)1. 常備消防費	7, 239, 080	▲ 113, 659	7, 125, 421	13, 018	_	377	▲ 127, 054
					·		

	節	細	節					
区	分	区	分	概	要	説	明	
金	額	金	額				,	
3. 旅	費	1. 費用]弁償	1. 組合議会等に要する経	 費			A
	▲ 544		▲ 544	(1) 組合議会等運営費				▲ 544
				ア.議員旅費			▲ 544	
 l.報	西州	3. 非常	勤職員報酬	1. 消防施設の整備事業経 1. 消防施設の整備事業経				▲ 7,
	▲ 1,553		▲ 1, 553	(1) 庁舎維持管理費			A :	3, 718
	vici	O 60	は で か な人	ア. 消防設備点検手数料	타		▲687	
給	料 ▲24, 419	2. 一般	本 ▲ 24, 419	イ. 本部・枚方署庁舎頭	建築物等定期 点	検手数料	▲ 167	
	▲ 24, 419		▲ 24, 419	ウ. 庁舎関係手数料			▲100	
3. 職員	手当等	1. 扶養		エ. 自家用電気工作物(出張所)	保守委託料(本	部・3署・中持	辰 ▲323	
	▲ 25, 522	2. 地域	189	オ. 庁舎清掃委託料			▲351	
		2. 地坝		カ. コピー機借上料(ス	本部・3署)		▲ 690	
		3. 通勤	▲3, 693	キ. 水道料金			▲ 1,400	
		3. 週到	1,727	(2) 消防情報システム管理	理運営費		A :	3, 846
		4. 管理		ア. 車載端末移設手数	料		▲ 1,618	
		4. 目垤	891	イ. 消防情報システム	改修委託料		▲ 1,788	
		5 吐胆	091 外勤務手当	ウ. RPA使用料			▲ 440	
		9. 时间	▲14, 298	(3) 総合行政ネットワー:	ク運営費			▲ 411
		7 HLTH	★14,298	ア. LGWANサービス提供	設備使用料		▲ 411	
		() 行物		2. 消防機械の整備事業経	費			▲ 1,
		10 #=-	▲12,801	(1) 消防機械等整備費			•	1,500
		10. 期末		ア. ガソリン・軽油等			▲ 1,500	
		الم الملة	▲16, 076	(2) 各種無線機等管理費				▲ 443
		11. 勤勉		ア. 車両無線移設手数	料		▲ 443	
			▲ 23, 434	3. 警防体制の整備事業経	費			•
		12. 退職		(1) 救助隊強化推進費				▲ 125
			37, 607	I				
			51, 551	ア. 救助大会参加車両	の借上料		▲ 125	

		****					į	 甫 正 額	0)	財派	原 内	訳	
	款	項	目	補正前の額	補正額	計	特	定	財		源		
							国府支出金	地方	債	そ	の	他	一般財源
							,						
												ļ	
l													
L]			

節	細節
区 分	区分
	金額
	14. 住居手当
	▲ 1, 839
	19. 児童手当等
	6, 205
4. 共 済 費	3. 共済組合負担金
▲ 31, 088	▲ 30, 674
	 5. 雇用保険料
	▲835
	10. 厚生年金負担金
	421
7. 報 償 費	1. 報 償 金
▲ 1, 130	▲ 1, 130
8. 旅 費	2. 普通旅費
▲ 1, 072	▲ 1, 072
10. 需 用 費	1. 消耗品費
▲ 5, 295	▲ 2, 180
	2. 燃 料 費
	▲ 1,500
	4. 印刷製本費
	▲215
	5. 光熱水費
	▲ 1, 400
11. 役 務 費	4. 手 数 料
▲ 3, 315	▲3, 315
12. 委 託 料	1. 委 託 料
▲ 13, 211	▲ 13, 211
13. 使用料及び賃借	1. 使用料及び賃借
料 ▲2,048	料 ▲2,048
18. 負担金、補助及	1. 負 担 金
び交付金 ▲5,006	▲ 5, 006

			(-	単位:十円)
概	要	説	明	
(1) 古林冰叶古拉 五拉	/			
(1) 広域消防応援・受援			5 004	5, 624
ア. ヘリコプター負担5. 特殊災害対策整備事業			5, 624	A 00
(1) 特殊災害等活動体制				▲99
(I) 村郊及音等佔勤体制: 使 ▲ 99	金佣 复			▲99
6. 救急体制の充実強化事	学			▲ 1, 760
(1) 救急資機材等管理費	未性貝			1, 760
ア、SPDシステム委	 計料		▲ 1, 760	11, 100
7. 救急高度化事業経費	H U1-1		— 1,100	▲ 162
(1) 北河内救急業務連絡	協議会事務想	₽		▲ 162
ア. 北河内救急業務連			▲ 162	
8. 防火安全対策推進事業				▲ 1, 148
(1) 防火管理関係費			_	1, 148
	¥ ▲ 80	06 印	▲215	,
9. 組織体制整備事業経費				▲ 95, 523
(1) 職員採用費				▲283
使 ▲283				
(2) 職員給与等管理費			▲ 8	32, 678
ア. 会計年度任用職員	(通年任用)	報酬	▲867	
イ. 会計年度任用職員	(短期任用)	報酬	▲ 441	
ウ. 職員給			▲ 24, 419	
エ. 扶養手当			189	
才. 地域手当			▲ 3, 693	
カ. 通勤手当			1, 727	
キ.管理職手当			891	
ク. 超過勤務手当			▲ 14, 298	
ケ.特殊勤務手当			▲ 12, 801	
コ.期末手当			▲ 16, 076	
サ. 勤勉手当			▲ 23, 434	
シ.退職手当			37, 607	
ス.住居手当			▲ 1,839	
セ.児童手当等			6, 205	
ソ. 共済組合負担金			▲ 30, 674	:
タ. 再任用職員等雇用			▲813	
チ. 会計年度任用職員		雇用保険料		
ツ. 再任用職員等厚生	年金負担金		378	

					*	甫 正 額 の	財 源 内 部	5
款	項 目	補正前の額	補正額	計	特	定 財	源	
					国府支出金	地 方 債	その他	一般財源
								:
			-					
(目)2. 🦻	非常備消防	1,557	▲624	933	-	-	_	▲624

節	細節	
区分	区分	概 要 説 明
金 額	金額	
区 分	区 分	 デ. 会計年度任用職員(通年任用)厚生年金負担金 ト. 出張旅費 ▲341 (3)人事給与システム管理運営費 本1,000 (4)総務管理課 庶務運営費 本11,463 ア. ハラスメント審査委員報酬 4. 普通旅費 力. 職員感染防止用消耗品費 本176 立. 銀行振込手数料 本300 オ. 人事関係負担金 (5)人材マネジメント課 庶務運営費 ア. 図書教材等消耗品費 4. 274 本300 本10,468 (5)人材マネジメント課 庶務運営費 ア. 図書教材等消耗品費 本99 10.人材育成・組織活性化事業経費 本2,780 (1)研修費 本1,003 本555
10. 需 用 費	2. 燃 料 費 ▲309 3. 食 糧 費	(1) 研修費 ▲1,558 ア. 各種研修等に伴う報償費 ▲1,003
13. 使用料及び賃借 料 ▲188	▲127 1. 使用料及び賃借料 ▲188	 2. 寝屋川市消防団員活動経費 ▲188 (1) 諸 経 費 ▲188 使 ▲188

W. 10.00 250 10.000				· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	浦 正 額 の	財源内部	
款 項 目	補正前の額	補正額	計	特	定 財	源	40.D L Vr
				国府支出金	地 方 債	その他	一般財源
(目)3. 消防施設費	301, 839	▲ 31, 111	270, 728	10, 520	▲ 27, 800	-	▲ 13,831
(款)							
4. 公債費	444, 720	▲ 4, 217	440, 503	_	-	-	▲ 4, 217
(項) 1. 公 債費	444, 720	▲ 4, 217	440, 503	_	_		A 4 917
(目)2.利子	13, 960	▲ 4, 217	9, 743	· -			▲ 4, 217 ▲ 4, 217
					·		
歳出合計	8, 002, 078	▲ 150, 155	7, 851, 923	23, 538	▲27,800	377	▲ 146, 270

筋	細	節				
			概	要	電券	明
金 額	金	額		^	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	~1
委 託 料 ▲1,098	1. 委	託 料 ▲1,098	1. 消防施設の整備事業経費 (1) 庁舎維持管理費	₹		▲21, 289
工事請負費 ▲20,191 備品購入費 ▲9,822		▲ 20, 191	イ.南出張所屋上防水コウ.渚出張所自家発電記エ.中振出張所外壁改修 2.消防機械の整備事業経費 (1)消防車両等購入費 ア.救急車購入費(川越	上事 受備更新工事 を工事 で 1 台)		▲1,098 ▲3,177 ▲9,205 ▲7,809 ▲9,822 ▲9,822
償還金、利子及 び割引料 ▲4,217	3. 利子	- 及び割引料 ▲4,217	1. 組織体制整備事業経費 (1) 予算関係費 ア. 利子 イ. 一時借入金利子			▲4, 217 ▲4, 217 ▲3, 217 ▲1, 000
	委 託 料	 公 分 区 を 額 金 委 託 料 1. 委 ▲1,098 工事請負費 1. 工事 ▲20,191 備品購入費 2. 機柄 ▲9,822 (費金、利子及 び割引料) 	 会 額 金 額 委 託 料 1. 委 託 料	 会 額 金 額 委 託 料 1. 委 託 料	 数 金 類 金 類 金 数 1. 委 託 料	 数 金 類 本 1. 委 託 料

補正予算給与費明細書

1 一般職

(1) 総 括

区分	職員数		給	· 費		共済費	合 計	/++-	-+-
	(人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)	(千円)	(千円)	備	考
補正後	(63) 665	23,961	2,643,053	2,458,815	5,125,829	968,488	6,094,317		
補正前	(63) 665	23,961	2,667,472	2,490,542	5,181,975	999,576	6,181,551		
比 較	(0)	0	▲ 24,419		▲ 56,146	▲ 31,088	▲ 87,234		

()内は、再任用職員及び会計年度任用職員で外書き

	区 分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	通勤手当 (千円)	管理職手当 (千円)	時 間 外 勤務手当 (千円)	特殊勤務 手 当 (千円)	期末手当 (千円)
	補正後	99,603	282,341	61,926	95,403	273,666	58,102	648,101
職員手当の	補正前	99,414	286,034	60,199	94,512	287,964	70,903	664,177
	比 較	189	▲ 3,693	1,727	891	▲ 14,298	▲ 12,801	▲ 16,076
内訳	区 分	勤勉手当 (千円)	退職手当 (千円)	住居手当 (千円)				
	補正後	532,192	342,447	65,034				
	補正前	555,626	304,840	66,873				
	比 較	▲ 23,434	37,607	▲ 1,839				

職員手当は、児童手当法に基づく児童手当等を除く

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区	分	増減額(千円)		(千円)	説明	(千円)	備考
給	料	▲ 24, 419	昇給に伴う増減分	▲ 2,032	定期昇給に伴う減少分	▲ 5, 091	
					昇任昇格に伴う増加分	3, 059	
			その他の増減分	▲ 22, 387	職員変動等による増減分		*
1					・退職者等に伴うもの	▲ 9,089	
					・休職や育児休業等に伴うも		
1					┃・懲戒処分による減給等に伴	¥うもの ▲ 96	
					▼・新規採用職員初任給の増加 及び採用者の増加に伴うも		
					・再任用職員の減少に伴うも	△ 10, 513	
					・その他	▲ 6, 213	
職員	手当	▲ 31, 727	その他の増減分	▲ 31, 727	職員変動等による増減分		:
1					・扶養手当	189	
					・地域手当	▲ 3, 693	
					・通勤手当	1, 727	
					・管理職手当	891	
					・特殊勤務手当	▲ 12, 801	
					・時間外勤務手当 ・期末手当	▲ 14, 298 ▲ 16, 076	
					・朔木子ヨ ・勤勉手当	▲ 16, 076	
1					・ 動炮子ヨー・退職手当ー	▲ 23, 434	
					・住居手当	37, 607 ▲ 1, 839	
					「正海デコ	A 1, 639	
				_1			

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区	分	消防職員
△和7左1 □ 1 □	平均給料月額(円)	321,716
令和7年1月1日 現 在	平均給与月額(円)	461,828
9L 11.	平均年齢(歳)	37歳6月
A 5-0 / 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	平均給料月額(円)	306,120
令和6年1月1日 現 在	平均給与月額(円)	436,992
<i>5</i> € 1⊥	平均年齢(歳)	37歳6月

上記金額について、再任用職員は、含まれていない

イ 期末手当・勤勉手当

ET /\	支給期別	別 支 給 率	支給率計	職制上の段階・職務の	/## #z.
区分	6月(月分)	12月(月分)	(月分)	級等による加算措置	備考
補正後	(1.175) 2.25	(1.225) 2.35	(2.40) 4.60	有	
補正前	(1.175) 2.25	(1.175) 2.25	(2.35) 4.50	有	
国の制度	(1.175) 2.25	(1.225) 2.35	(2.40) 4.60	有	

()内は、再任用職員で外書き

地方債の前前年度末における当該年度末における現在高

	区	分			前現	前	年在	度	末高	前見	年	度	末込	現	在	高額
		補	正	前				1,953	3,559					1,	,669,	930
1 ()	普通債 1)消防	補	正	額					_							_
		補	正	後				1,953	3,559					1,	,669,	930

現 在 高 並 び に 前 年 度 末 及 び の 見 込 み に 関 す る 調 書

当	該	年	度	中	増	減	見	込	み	当	該	任	庻	末	現	在	高
当起	該 債	年 見	度込	中額	当償	該 年 還	度見	中 元 込	金額		н×	T		<u> </u>	200	1.1.	額
			18	3,800				430,	760						1,	422,	970
			A 2	7,800					_						A	27,	800
			15	6,000				430,	760						1,	395,	170

議案第3号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備 に関する条例の制定について

次のとおり刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備 に関する条例を制定するにつき、地方自治法(昭和22年法律第67号) 第292条において準用する同法第96条第1項第1号の規定により議会の 議決を求める。

令和7年3月27日提出

枚方寝屋川消防組合 管理者 伏見 隆

提案理由

刑法の改正に伴い、所要の整備を行うため。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備 に関する条例

(枚方寝屋川消防組合消防職員退隠料及遺族扶助料条例の一部改正)

- 第1条 枚方寝屋川消防組合消防職員退隠料及遺族扶助料条例(昭和30年枚方寝屋川消防組合条例第28号)の一部を次のように改正する。 第14条第1項第2号中「懲役若くは禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。 第15条第1項第1号中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。 (枚方寝屋川消防組合個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正)
- 第2条 枚方寝屋川消防組合個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年枚方寝屋川消防組合条例第2号)の一部を次のように改正する。 附則第7項及び第8項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(枚方寝屋川消防組合特別職非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する 条例の一部改正)

- 第3条 枚方寝屋川消防組合特別職非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(平成26年枚方寝屋川消防組合条例第2号)の一部を次のように改正する。
 - 第4条第1項及び第2項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。 (枚方寝屋川消防組合消防職員給与条例等の一部改正)
- 第4条 次に掲げる条例の規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。
 - (1) 枚方寝屋川消防組合消防職員給与条例(昭和 26 年枚方寝屋川消防組合条例第 22 号)第 36 条の 2 第 3 号及び第 4 号並びに第 36 条の 3 第 1 項第 1 号及び第 5 項第 1 号
 - (2) 枚方寝屋川消防組合消防職員の退職手当に関する条例(昭和 38 年枚方寝屋川消防組合条例第 50 号)第 13 条第 1 項第 1 号及び第 5 項第 2 号、第 14 条の見出し及び同条第 1 項第 1 号、第 15 条第 1 項第 1 号並びに第 17 条第 4 項

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- 3 刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号)第12条に規定する懲役(以下「懲役」という。)又は第13条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)に処せられた者に係る人の資格に関する条例の適用については、無期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ無期拘禁刑に処せられた者と、有期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ有期拘禁刑に処せられた者と、有期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ有期拘禁刑に処せられた者とみなす。
- 4 この条例の施行前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。)が定められている罪につき起訴をされた者は、第3条の規定による改正後の枚方寝屋川消防組合特別職非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例、第4条第1号の規定による改正後の枚方寝屋川消防組合消防職員給与条例、同条第2号の規定による改正後の枚方寝屋川消防組合消防職員の退職手当に関する条例の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

議案第3号参考資料 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

故正後 (案)	現行
[第1条関係]	[第1条関係]
[枚方寝屋川消防組合消防職員退隠料及遺族扶助料条例関	[枚方寝屋川消防組合消防職員退隱料及遺族扶助料条例関
条	係]
(退隠料受給権消滅の原因)	(退隠料受給権消滅の原因)
第14条 退隠料を受ける権利を有する者が次の各号の一に	第14条 退隠料を受ける権利を有する者が次の各号の一に
該当するときはその権利を消滅する。	該当するときはその権利を消滅する。
(1) [略]	(1) [略]
(2) 死亡又は無期若くは3年をこえる	(2) 死亡又は無期若くは3年をこえる懲役若くは禁錮の刑
に処せられたとき。	に処せられたとき。
(3) • (4) [略]	(3) • (4) [8]
2 [略]	2 [8]
(退隠料の停止)	(退隠料の停止)
第15条 退隠料はこれを受ける者が次の各号の一に該当す	第15条 退隠料はこれを受ける者が次の各号の一に該当す
るときはその間これを停止する。	るときはその間これを停止する。
(1) 3年以下の	(1) 3年以下の懲役又は禁錮の刑に処せられたときはそ
の月の翌月から刑の執行を終り又は執行を受けなくな	り E D B B B B B B B B B B B B B B B B B B

改正後(案)	現行
った月まで、但し刑の執行猶予の言渡を受けたときは停	った月まで、但し刑の執行猶予の言渡を受けたときは停
止しない、その言渡を取消されたときは取消の月の翌月	止しない、その言渡を取消されたときは取消の月の翌月
から刑の執行を終り又は執行を受けなくなつた月まで	から刑の執行を終り又は執行を受けなくなつた月まで
これを停止する。	これを停止する。
(2) [略]	(2) [略]
2~5 [器]	2~5 [基]
[第2条関係]	[第2条関係]
[枚方寝屋川消防組合個人情報の保護に関する法律施行条	[枚方寝屋川消防組合個人情報の保護に関する法律施行条
例関係]	例関係]
附則	附則
7 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施	7 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施
行前において旧個人情報保護条例第2条第1項に規定す	行前において旧個人情報保護条例第2条第1項に規定す
る実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記	る実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記
録されたその業務に係る同条第8項に規定する個人情報	録されたその業務に係る同条第8項に規定する個人情報
ファイル (同項第1号に掲げる情報の集合物に係るもの	ファイル (同項第1号に掲げる情報の集合物に係るもの
(行政手続における特定の個人を識別するための番号の	(行政手続における特定の個人を識別するための番号の
利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」	利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」

故正後 (案)	現行
という。)第48条に規定する特定個人情報ファイルに該当	という。)第48条に規定する特定個人情報ファイルに該当
するものを除く。)に限り、その全部又は一部を複製し、	するものを除く。)に限り、その全部又は一部を複製し、
又は加工したものを含む。)をこの条例の施行後に提供し	又は加工したものを含む。)をこの条例の施行後に提供し
たときは、2年以下の <u>拘禁刑</u> 又は100万円以下の罰金に処	たときは、2年以下の <u>懲役</u> 又は100万円以下の罰金に処
する。	する。
(1) • (2) [略]	(1)・(2) [器]
8 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの	8 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの
条例の施行前において旧個人情報保護条例第2条第1項	条例の施行前において旧個人情報保護条例第2条第1項
に規定する実施機関が保有していた旧個人情報(その業務	に規定する実施機関が保有していた旧個人情報(その業務
上収集されたものであって、組織的に利用するものとして	上収集されたものであって、組織的に利用するものとして
保管されているもの(番号法第2条第5項に規定する個人	保管されているもの (番号法第2条第5項に規定する個人
番号を除く。)に限る。)をこの条例の施行後に自己若し	番号を除く。)に限る。)をこの条例の施行後に自己若し
くは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用し	くは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用し
たときは、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万円以下の罰金に処す	たときは、1年以下の <u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に処す
o, o	°
[第3条関係]	[第3条関係]
[枚方寝屋川消防組合特別職非常勤職員の報酬及び費用弁	[枚方寝屋川消防組合特別職非常勤職員の報酬及び費用弁
償に関する条例関係]	償に関する条例関係]

故正後(案)	現行
第4条 第2条の規定にかかわらず、特別職非常勤職員が刑	第4条 第2条の規定にかかわらず、特別職非常勤職員が刑
事事件に関し起訴(当該起訴に係る犯罪について <u>拘禁刑</u> 以	事事件に関し起訴(当該起訴に係る犯罪について <u>禁錮</u> 以
上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23	上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23
年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを	年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを
除く。次項において同じ。)をされ、その後に保釈された	除く。次項において同じ。)をされ、その後に保釈された
ときは、当該保釈をされた日から職務に復する日の前日	ときは、当該保釈をされた日から職務に復する日の前日
(職務に復さず、退職した場合にあっては、当該退職の日)	(職務に復さず、退職した場合にあっては、当該退職の日)
までの期間に係るその者の報酬の支給を一時差し止める	までの期間に係るその者の報酬の支給を一時差し止める
ものとする。この場合において、当該特別職非常勤職員が	ものとする。この場合において、当該特別職非常勤職員が
当該刑事事件に関し <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられたときは、	当該刑事事件に関し <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられたときは、
当該一時差し止めたその者の報酬は、支給しない。	当該一時差し止めたその者の報酬は、支給しない。
2 前項の規定による報酬を一時差し止める処分(以下この	2 前項の規定による報酬を一時差し止める処分(以下この
項及び次項において「一時差止処分」という。)について	項及び次項において「一時差止処分」という。)について
は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速	は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速
やかにこれを取り消さなければならない。ただし、第3号	やかにこれを取り消さなければならない。ただし、第3号
に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその	に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその
者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕さ	者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕さ
れているときその他これを取り消すことが一時差止処分	れているときその他これを取り消すことが一時差止処分

改正後 (案)	現行
の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでな	の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでな
° ८१	رب دره
(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由	(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由
となった行為に係る刑事事件に関し <u>拘禁刑</u> 以上の刑に	となった行為に係る刑事事件に関し <u>禁錮以上の刑</u> に
処せられなかった場合	処せられなかった場合
(2) • (3)	(2) • (3)
3 [盤]	3 [24]
[第4条関係]	[第4条関係]
[枚方寝屋川消防組合消防職員給与条例関係]	[枚方寝屋川消防組合消防職員給与条例関係]
(期末手当の支給制限)	(期末手当の支給制限)
第36条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第	第36条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第
1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手	1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手
当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止	当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止
めた期末手当)は、支給しない。	めた期末手当)は、支給しない。
(1) • (2) 〔略〕	(1) • (2) 〔略〕
(3) 基準日1か月以内又は基準日から当該基準日に対応	(3) 基準日1か月以内又は基準日から当該基準日に対応
する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲	する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲
げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の	げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の

改正後 (案)	現行
前日までの間に <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられたもの	前日までの間に <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられたもの
4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し	(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し
止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除	止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除
く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に	く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に
関し <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられたもの	関し <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられたもの
(期末手当の支給の一時差止め)	(期末手当の支給の一時差止め)
第36条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給すること	第36条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給すること
とされていた職員で当該支給日の前日までに離職したも	とされていた職員で当該支給日の前日までに離職したも
のが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当	のが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当
の支給を一時差し止めることができる。	の支給を一時差し止めることができる。
(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者	(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者
の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が	の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が
起(当該起訴に係る犯罪について <u>拘禁刑</u> 以上の刑が定め	起(当該起訴に係る犯罪について <u>禁錮</u> 以上の刑が定め
られているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第13	られているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第13
1号)第6編に規定する略式手続きによるものを除く。	1号)第6編に規定する略式手続きによるものを除く。
第5項において同じ。)をされ、その判決が確定してい	第5項において同じ。)をされ、その判決が確定してい
ない場合	ない場合
(2) [略]	(2) [8]

故正後(案)	現行
2~4 [略]	2~4 [器]
5 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれ	5 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれ
かに該当するに至つた場合には、速やかに当該一時差止処	かに該当するに至つた場合には、速やかに当該一時差止処
分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当す	分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当す
る場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職	る場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職
期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されている	期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されている
ときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に	ときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に
明らかに反すると認めるときは、この限りでない。	明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由	(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由
となつた行為に係る刑事事件に関し <u>拘禁刑</u> 以上の刑に	となつた行為に係る刑事事件に関し <u>禁錮</u> 以上の刑に
処せられなかつた場合	処せられなかつた場合
(2) • (3) [略]	(2) • (3) [略]
[枚方寝屋川消防組合消防職員の退職手当に関する条例関	[枚方寝屋川消防組合消防職員の退職手当に関する条例関
[係]
(退職手当の支払の差止め)	(退職手当の支払の差止め)
第13条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当すると	第13条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当すると
きは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をし	きは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をし
た者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払	た者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払

改正後 (案)	現行
を差し止める処分を行うものとする。	を差し止める処分を行うものとする。
(1) 職員が刑事事件に関し起訴(当該起訴に係る犯罪につ	(1) 職員が刑事事件に関し起訴(当該起訴に係る犯罪につ
いて <u>拘禁刑</u> 以上の刑が定められているものに限り、刑事	いて <u>禁錮</u> 以上の刑が定められているものに限り、刑事
訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式	訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式
手続によるものを除く。以下同じ。)をされた場合にお	手続によるものを除く。以下同じ。)をされた場合にお
いて、その判決の確定前に退職をしたとき。	いて、その判決の確定前に退職をしたとき。
(2) [略]	(2) [略]
2~4 [略]	2~4 [器]
5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行つた	5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行つた
退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至	退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至
つた場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなけ	つた場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなけ
ればならない。ただし、第3号に該当する場合において、	ればならない。ただし、第3号に該当する場合において、
当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中	当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中
の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときそ	の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときそ
の他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らか	の他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らか
に反すると認めるときは、この限りでない。	に反すると認めるときは、この限りでない。
(1) [略]	(1) [略]
(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止	(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止

現行	処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につ	き、判決が確定した場合 (禁錮以上の刑に処せられた	場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。)又は公訴	を提起しない処分があつた場合であつて、次条第1項の	規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した	日又は当該公訴を提起しない処分があつた日から6月	を経過した場合	(3) [略]	6~10 [器]	(退職後 <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられた場合等の退職手当	の支給制限)	第14条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退	職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号	のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管	理機関は、当該退職をした者(第1号又は第2号に該当す	る場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当	該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した	お)に対し、第12条第1項に指定する事情及び同項条号に
改正後 (案)	処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につ	き、判決が確定した場合(<u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられた	場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。)又は公訴	を提起しない処分があつた場合であつて、次条第1項の	規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した	日又は当該公訴を提起しない処分があつた日から6月	を経過した場合	(3) 〔略〕	6~10 [晷]	(退職後 <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられた場合等の退職手当	の支給制限)	第14条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退	職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号	のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管	理機関は、当該退職をした者 (第1号又は第2号に該当す	る場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当	該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した	者)に対し、第12条第1項に指定する事情及び回項各号に

改正後 (案)	現行
規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権	規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権
衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支	衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支
給しないこととする処分を行うことができる。	給しないこととする処分を行うことができる。
(1) 当該退職をした者が刑事事件(当該退職後に起訴をさ	(1) 当該退職をした者が刑事事件(当該退職後に起訴をさ
れた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事	れた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事
事件に限る。) に関し当該退職後に <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処	事件に限る。)に関し当該退職後に <u>禁錮</u> 以上の刑に処
せられたとき。	せられたとき。
(2) • (3) [略]	(2) • (3) [略]
2~6 [魯]	2~6 [略]
(退職をした者の退職手当の返納)	(退職をした者の退職手当の返納)
第15条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手	第15条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手
当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに	当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに
該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当	該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当
該退職をした者に対し、第12条第1項に規定する事情のほ	該退職をした者に対し、第12条第1項に規定する事情のほ
か、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般	か、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般
の退職手当等の額(当該退職をした者が当該一般の退職手	の退職手当等の額(当該退職をした者が当該一般の退職手
当等の支給を受けていなければ第10条第3項、第6項又は	当等の支給を受けていなければ第10条第3項、第6項又は
第8項の規定による退職手当の支給を受けることができ	第8項の規定による退職手当の支給を受けることができ

改正後 (案)	現行
た者(次条及び第17条において「失業手当受給可能者」と	た者(次条及び第17条において「失業手当受給可能者」と
いう。)であつた場合には、これらの規定により算出され	いう。)であつた場合には、これらの規定により算出され
る金額(次条及び第17条において「失業者退職手当額」と	る金額(次条及び第17条において「失業者退職手当額」と
いう。)を除く。)の全部又は一部の返納を命ずる処分を	いう。)を除く。)の全部又は一部の返納を命ずる処分を
行うことができる。	行うことができる。
(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑	(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑
事事件に関し <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられたとき。	事事件に関し <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられたとき。
(2) • (3) 〔略〕	(2) • (3) [器]
2~6 [泰]	2~6 [略]
第16条 [略]	第16条 〔略〕
(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)	(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)
第17条 [略]	第17条 [略]
2 · 3 [器]	2•3 [略]
4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎	4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎
在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場	在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場
合において、当該刑事事件に関し <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せら	合において、当該刑事事件に関し <u>禁錮</u> 以上の刑に処せら
れた後において第15条第1項の規定による処分を受ける	れた後において第15条第1項の規定による処分を受ける
ことなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機	ことなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機

改正後 (案)	現行
関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限	関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限
り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をし	り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をし
た者が当該刑事事件に関し <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられた	た者が当該刑事事件に関し <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられた
ことを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職	ことを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職
をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者	をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者
退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付	退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付
を命ずる処分を行うことができる。	を命ずる処分を行うことができる。
5~8 [暴]	5~8 [暴]

議案第4号

枚方寝屋川消防組合消防職員給与条例の一部改正について

次のとおり枚方寝屋川消防組合消防職員給与条例の一部を改正するにつき、地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条において準用する同法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和7年3月27日提出

枚方寝屋川消防組合 管理者 伏見 隆

提案理由

- 1 給料の支給期日を見直すため。
- 2 給料月額を改定するため。
- 3 扶養手当及び通勤手当を見直すため。
- 4 再任用職員に住居手当を支給するため。

枚方寝屋川消防組合条例第 号

枚方寝屋川消防組合消防職員給与条例の一部を改正する条例

枚方寝屋川消防組合消防職員給与条例(昭和26年枚方寝屋川消防組合条例第22号) の一部を次のように改正する。

第13条第1項を次のように改める。

給料は、毎月20日(その日が土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下この項において「休日」という。)に当たるときは、その日前において最も近い土曜日、日曜日及び休日でない日)にその月分を支給する。ただし、1月及び5月の20日が日曜日に当たるときは、その日後において最も近い休日でない日とする。

第 16 条ただし書中「次条第 1 号及び第 3 号から第 6 号まで」を「次条第 2 号から 第 5 号まで」に、「以下「扶養親族たる配偶者、父母等」を「第 18 条において「扶養 親族たる父母等」に改める。

第17条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げ、同条第6号中「終身労務に服することができない程度の状態にある者」を「重度心身障害者」に改め、同号を同条第5号とする。

第 18 条第 1 項中「扶養親族たる配偶者、父母等」を「扶養親族たる父母等」に、「第 2 号」を「第 1 号」に、「10,000 円」を「13,000 円」に改め、同条第 2 項中「(以下「特定期間」という。)」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

- 第 18 条の 2 第 16 条から第 18 条までに定めるもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。
- 第 19 条及び第 19 条の 2 を次のように改める。
- 第19条 削除
- 第19条の2 削除
- 第34条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。
- 5 新たに給料表の適用を受ける職員となった者のうち、第1項の表ア項左欄又は同項の表ウ項左欄に掲げる職員で、当該適用の直前の住居(当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等を利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。)を負担することを常例とするもの(任用の事情等を考慮し

て規則で定める職員に限る。)その他規則で定める職員の通勤手当の額は、第1項 の規定にかかわらず、管理者が別に定める額とする。

第 38 条中「第 19 条の 2 及び第 20 条の 2 」を「第 18 条の 2 まで」に改める。 別表第 1 及び別表第 2 を次のように改める。

別表第1 (第7条関係)

消防職給料表

<u> </u>	11111								
職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	211, 600	232, 600	255, 500	295, 400	355, 200	408, 300	458, 300	486, 700	511, 600
2	214, 000	234, 800	257, 500	296, 400	356, 900	410, 200	463, 800	498, 600	523, 500
3	216, 400	237, 000	259, 700	297, 400	358, 500	412, 100	468, 800		
4	218, 800	239, 200	261, 900	298, 300	360, 100	413, 900	473, 500		
5	221, 200	241, 400	264, 000	298, 900	361, 700	415, 700	477, 500		
6 7	223, 600	243, 400	265, 300	299, 600 300, 300	363, 500	417, 500			
8	226, 000 228, 200	245, 400 247, 200	266, 600 267, 900	300, 300	365, 000 366, 600	419, 300 421, 100			
9	230, 400	249, 000	269, 200	301, 700	368, 000	421, 100			
10	232, 500	250, 700	270, 500	302, 400	369, 600	424, 200			
11	234, 600	252, 400	271, 800	303, 100	371, 200	425, 700			
12	236, 600	253, 800	273, 100	303, 700	372, 700	427, 200			
13	238, 600	255, 200	274, 400	304, 400	374, 600	428, 700			
14	240,600	257, 000	275, 600	305, 200	376, 500	430,000			
15	242, 600	258, 400	276, 700	305, 900	378, 400	431, 300			
16	244, 200	259, 900	278, 200	306, 700	380, 200	432, 500			
17	245, 800	261, 400	279, 500	307, 400	381, 700	433, 700			
18 19	247, 300 248, 800	262, 600 263, 800	280, 800 282, 100	308, 200	383, 500 385, 200	435, 000 436, 300			
20	250, 300	264, 900	283, 300	309, 200 310, 100	386, 800	430, 500			
21	251, 800	266, 200	284, 500	311, 000	388, 500	438, 700			
22	253, 400	267, 400	285, 100	312, 300	389, 900	439, 500			
23	254, 900	268, 700	285, 700	313, 600	391, 300	440, 300			
24	256, 400	270, 000	286, 300	314, 900	392, 700	441, 100			
25	257, 900	271, 400	286, 800	316, 200	394, 100	441, 700			
26	259, 100	272, 800	287, 400	317, 700	395, 300	442, 300			
27	260, 300	274, 100	288, 000	319, 000	396, 500	442, 900			
28	261, 500	275, 400	288, 500	320, 100	397, 500	443, 500			
29 30	262, 700	276, 400 277, 700	289, 000	321, 100 322, 300	398, 600	444, 200 445, 000			
31	264, 000 265, 300	277, 700	289, 600 290, 100	322, 300	399, 800 400, 900	445, 400			
32	266, 600	280, 200	290, 600	324, 600	402, 000	446, 100			
33	267, 900	281, 400	291, 100	325, 700	402, 700	446, 600			
34	269, 400	282, 000	291, 700	326, 900	403, 400	447, 000			
35	270, 700	282, 600	292, 200	328, 100	404, 100	447, 400			
36	272, 100	283, 200	292, 700	329, 200	404, 800	447, 800			
37	273, 100	283, 700	293, 200	330, 300	405, 400	448, 200			
38	274, 400	284, 300	293, 800	331, 500	406, 000	448, 600			
39	275, 700	284, 900	294, 400	332, 700	406, 500	449, 000			
40	276, 900	285, 500	295, 000	333, 900	406, 900	449, 300			
41 42	278, 100 278, 700	286, 000 286, 600	295, 700 296, 400	335, 100 336, 300	407, 300 407, 500	449, 600 450, 000			
43	279, 300	287, 200	297, 100	337, 500	407, 800	450, 300			
44	279, 900	287, 700	297, 800	338, 700	408, 100	450, 600			
45	280, 300	288, 200	298, 400	339, 900	408, 400	450, 900			
46	280, 900	288, 700	299, 300	341, 200	408, 700				
47	281, 400	289, 200	300, 100	342, 400	409, 000				
48	281, 900	289, 700	300, 900	343, 600	409, 300				
49	282, 400	290, 300	301, 700	344, 800	409, 500				
50	283, 000	290, 800	302, 800	346, 200	409, 800				
51 52	283, 500	291, 400	303, 900	347, 500	410, 100				
53	284, 000 284, 500	292, 000 292, 600	304, 900 305, 900	348, 800 349, 700	410, 400 410, 600				
54	285, 100	292, 800	307, 000	351, 000	410, 900				
55	285, 600	294, 000	308, 000	352, 200	411, 200				
56	286, 100	294, 700	309, 100	353, 400	411, 500				
57	286, 600	295, 300	310, 100	354, 600	411, 700				
58	287, 100	296, 200	311, 200	356, 000	412, 000				
59	287, 600	297, 000	312, 300	357, 400	412, 300				
60	288, 100	297, 800	313, 400	358, 800	412, 500				
61	288, 600	298, 600	314, 400	360, 100	43- 412, 700				

\ 職務	1 ∜∏	TV O	2 \dag{\pi}	4 4TL	- √π	C VII	7 ∜11	O \$11	O \$17
の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
号給 \	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
62	289, 100	299, 500	315, 500	361, 600	413, 000				
63 64	289, 600 290, 100	300, 400 301, 300	316, 600 317, 700	363, 100 364, 500	413, 300 413, 500				
65	290, 100	302, 100	318, 700	365, 700	413, 700				
66	291, 100	303, 000	319, 800	367, 100	414, 000				
67	291, 600	303, 800	320, 900	368, 400	414, 300				
68	292, 100	304, 600	322,000	369, 800	414, 500				
69	292, 600	305, 500	323, 000	370, 900	414, 700				
70	293, 100	306, 400	324, 200	372, 100	415, 000				
71	293, 600	307, 300	325, 400	373, 300	415, 300				
72	294, 100	308, 200	326, 600	374, 500	415, 500				
73	294, 600	309, 000	327, 300	375, 800	415, 700				
74 75	295, 200 295, 800	309, 900 310, 800	328, 600 329, 900	377, 000 378, 200					
76	296, 300	310, 800	331, 200	379, 300					
77	296, 800	312, 300	332, 500	380, 400					
78	297, 400	313, 200	333, 900	381, 600					
79	298, 000	314, 100	335, 300	382, 700					
80	298, 600	315, 100	336, 700	383, 900					
81	299, 200	316,000	338, 000	385, 000					
82	299, 900	317, 100	339, 600	385, 600					
83	300, 600	318, 100	341, 100	386, 100					
84	301, 200	319, 100	342,600	386, 600					
85 86	301, 800 302, 500	320, 000 321, 000	344, 000 345, 500	387, 200 387, 800					
87	302, 300	321,000	347, 000	388, 400					
88	303, 200	323, 000	348, 400	389, 000					
89	304, 600	324, 000	349, 700	389, 300					
90	305, 400	325, 300	350, 900	389, 800					
91	306, 200	326, 500	352, 100	390, 300					
92	306, 900	327, 700	353, 400	390, 800					
93	307, 400	328, 900	354, 700	391, 200					
94		330, 200	356, 200	391, 600					
95		331, 400	357, 700	392, 100					
96 97		332, 600 333, 800	359, 100 360, 400	392, 600 393, 000					
98		335, 100	361, 600	393, 500					
99		336, 300	362, 700	394, 000					
100		337, 500	363, 900	394, 500					
101		,	365, 000	394, 800					
102			366, 100	395, 200					
103			367, 200	395, 700					
104			368, 300	396, 000					
105			369, 500	396, 300					
106 107			370, 000 370, 600	396, 800 397, 300					
107			370, 600	397, 300					
108			371, 200	398, 100					
110			372, 300	398, 600					
111			372, 700	300,000					
112			373, 200						
113			373, 600						
114			374, 000						
115			374, 500						
116			375, 000						
117			375, 400						
118			375, 900						
119			376, 500						

備考 この表は、職員(定年前再任用短時間勤務職員を除く。)に適用する。

別表第2 (第7条、第7条の2関係)

行政職給料表

<u> 行政職業</u>	1111111						
職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6 級	7級
号給	給料月額						
	円	円	円	円	円	円	円
1	183, 500	230, 000	265, 300	298, 800	321, 300	355, 200	408, 300
2	184, 600	231, 500	266, 300	300, 300	323, 100	356, 900	410, 200
3 4	185, 800 186, 900	233, 000 234, 500	267, 300 268, 300	301, 800 303, 200	324, 900 326, 600	358, 500 360, 100	412, 100 413, 900
5	188, 000	234, 300	269, 300	304, 600	328, 300	361, 700	415, 700
6	189, 700	237, 500	270, 300	305, 700	330, 000	363, 500	417, 500
7	191, 300	239, 000	271, 300	306, 700	331, 700	365, 000	419, 300
8	192, 900	240, 500	272, 300	307, 900	333, 400	366, 600	421, 100
9	194, 500	242, 000	273, 300	309, 100	335, 000	368, 000	422, 700
10	196, 200	243, 400	274, 300	310, 700	336, 700	369, 600	424, 200
11 12	197, 800	244, 800	275, 300	312, 300	338, 400	371, 200	425, 700
13	199, 400 201, 000	246, 200 247, 400	276, 400 277, 400	313, 900 315, 400	340, 000 341, 500	372, 700 374, 600	427, 200 428, 700
14	202, 700	248, 600	278, 700	317, 000	343, 100	376, 500	430, 000
15	204, 400	249, 800	280, 000	318, 600	344, 700	378, 400	431, 300
16	206, 100	251, 000	281, 200	320, 200	346, 200	380, 200	432, 500
17	207, 400	252, 100	282, 500	321, 700	347, 600	381, 700	433, 700
18	209, 000	253, 200	283, 800	323, 400	349, 300	383, 500	435, 000
19	210, 600	254, 300	285, 000	325, 000	350, 900	385, 200	436, 300
20	212, 100	255, 400	286, 200	326, 600	352, 500	386, 800	437, 500
21 22	213, 600 215, 200	256, 400 257, 400	287, 300 288, 500	328, 000 329, 700	353, 700 355, 200	388, 500 389, 900	438, 700 439, 500
23	216, 800	258, 400	289, 800	331, 400	356, 700	391, 300	440, 300
24	218, 400	259, 400	291, 100	333, 000	358, 200	392, 700	441, 100
25	220, 000	260, 400	292, 400	334, 200	359, 900	394, 100	441, 700
26	221, 700	261, 300	293, 400	336, 100	361, 700	395, 300	442, 300
27	223, 000	262, 200	294, 400	337, 800	363, 400	396, 500	442, 900
28	224, 300	263, 100	295, 500	339, 400	365, 100	397, 500	443, 500
29 30	225, 600 226, 700	263, 900 264, 700	296, 600 297, 800	340, 900	366, 500 367, 800	398, 600	444, 200
31	227, 800	265, 500	298, 900	342, 500 344, 100	369, 000	399, 800 400, 900	445, 000 445, 400
32	228, 900	266, 300	300, 100	345, 700	370, 400	402, 000	446, 100
33	230, 000	267, 000	301, 300	347, 400	371, 500	402, 700	446, 600
34	231, 100	267, 800	302, 600	349, 200	372, 400	403, 400	447, 000
35	232, 200	268, 600	303, 900	351, 000	373, 400	404, 100	447, 400
36	233, 300	269, 300	305, 200	352, 800	374, 500	404, 800	447, 800
37 38	234, 400	270, 000	306, 500	354, 300	375, 300	405, 400 406, 000	448, 200
39	235, 400 236, 400	270, 800 271, 600	307, 800 309, 100	355, 700 357, 100	376, 200 377, 100	406, 500	448, 600 449, 000
40	237, 300	272, 300	310, 400	358, 500	377, 900	406, 900	449, 300
41	238, 200	273, 000	311, 700	360, 000	378, 700	407, 300	449, 600
42	239, 100	273, 800	313, 000	360, 800	379, 500	407, 500	450,000
43	239, 900	274, 600	314, 300	361, 800	380, 300	407, 800	450, 300
44	240, 700	275, 300	315, 400	362, 800	381, 000	408, 100	450, 600
45	241, 400	276, 000	316, 300	363, 700	381, 700	408, 400	450, 900
46 47	242, 000 242, 600	276, 700 277, 400	317, 600 318, 900	364, 800 365, 700	382, 400 383, 100	408, 700 409, 000	
48	243, 200	278, 100	320, 200	366, 700	383, 800	409, 300	
49	243, 800	278, 800	321, 400	367, 600	384, 300	409, 500	
50	244, 400	279, 500	322, 700	368, 300	384, 900	409, 800	
51	245, 000	280, 200	323, 900	369, 000	385, 500	410, 100	
52	245, 500	280, 900	325, 100	369, 600	386, 200	410, 400	
53	246, 000	281, 500	326, 400	370, 000	386, 600	410, 600	
54 55	246, 400 246, 700	282, 200 282, 800	327, 500	370, 600	387, 200	410, 900 411, 200	
56	246, 700	282, 800	328, 600 329, 700	371, 300 372, 000	387, 800 388, 300	411, 200	
57	247, 300	284, 100	330, 400	372, 300	388, 700	411, 700	
58	247, 600	284, 800	331, 300	373, 000	389, 300	412,000	
59	247, 900	285, 400	332, 000	373, 70 <u>0</u>		412, 300	

\ 職務	,	-		-		-	
の級	1級	2級	3級	4級	5級	6 級	7級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
60	248, 200	286, 100	332, 800	374, 300	390, 400	412, 500	
61	248, 500	286, 700	333, 600	374, 600	390, 800	412, 700	
62	248, 800	287, 400	334, 000	375, 100	391, 300	413,000	
63	249, 100	288, 000	334, 600	375, 700	391, 800	413, 300	
64	249, 400	288, 500	335, 300	376, 300	392, 400	413, 500	
65	249, 700	289, 000	336, 100	376, 600	392, 700	413, 700	
66	250, 000	289, 600	336, 800	377, 200	393, 100	414, 000	
67	250, 300	290, 100	337, 500	377, 900	393, 500	414, 300	
68	250, 600	290, 700	338, 100	378, 500	393, 900	414, 500	
69 70	250, 900 251, 200	291, 200 291, 700	338, 600 339, 200	378, 900 379, 400	394, 200 394, 500	414, 700 415, 000	
70	251, 200	291, 700	339, 700	380, 000	394, 800	415, 300	
72	251, 800	292, 300	340, 300	380, 500	394, 800	415, 500	
73	252, 100	293, 400	340, 600	381, 000	395, 200	415, 700	
74	252, 400	293, 900	341, 100	381, 600	395, 500	110,100	
75	252, 700	294, 300	341, 500	382, 100	395, 800		
76	253, 000	294, 600	341, 900	382, 400	396, 000		
77	253, 300	294, 800	342, 300	382, 800	396, 200		
78	253, 600	295, 100	342, 800	383, 300	396, 500		
79	253, 900	295, 300	343, 300	383, 700	396, 800		
80	254, 200	295, 600	343, 800	384, 100	397, 000	-	
81	254, 500	295, 800	344, 100	384, 500	397, 200		
82	254, 800	296, 000	344, 500	385, 000	397, 500		
83	255, 100	296, 300	344, 900	385, 400	397, 800		
84	255, 400	296, 500	345, 300	385, 800	398, 000		
85	255, 700	296, 800	345, 600	386, 100	398, 200		
86 87	256, 000	297, 100	346, 000				
88	256, 300 256, 600	297, 400 297, 700	346, 400 346, 800				
89	256, 900	298, 000	347, 000				
90	257, 200	298, 300	347, 400				
91	257, 500	298, 600	347, 800				
92	257, 800	299, 000	348, 200				
93	258, 100	299, 200	348, 400				
94		299, 400	348, 800				
95		299, 700	349, 200				
96		300, 100	349, 500				
97		300, 300	349, 800				
98		300, 600	350, 200				
99		301, 000	350, 600				
100		301, 400	351, 000				
101 102		301, 600 301, 900	351, 500 351, 900				
102		302, 200	351, 900				
104		302, 500	352, 700				
105		302, 700	353, 200				
106		303, 000	353, 600				
107		303, 300	353, 900				
108		303, 600	354, 200				
109		303, 800	354, 700				<u> </u>
110		304, 200					
111		304, 600					
112		304, 900					
113		305, 100					
114		305, 300					
115		305, 600					
116 117		306, 000 306, 200					
117		306, 200					
119		306, 400					
120		307, 000					
121		307, 400		_ 4	16-		
1		, = - •					

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6 級	7級
号給	給料月額						
122		307, 600					
123		307, 900					
124		308, 200					
125		308, 500					
定年任 再任用 短務職 員	153, 600	175, 600	208, 000	223, 760	235, 920	256, 480	290, 160

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。 (号給の切替え)
- 2 令和7年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において枚方寝屋川消防組合 消防職員給与条例別表第1の給料表の適用を受けていた職員であって同日におい てその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったも のの切替日における号給(同表において「新号給」という。)は、切替日の前日にお いてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給(同表 において「旧号給」という。)に応じて同表に定める号給とする。

(経過措置)

3 令和8年3月31日までの間におけるこの条例の規定による改正後の枚方寝屋川 消防組合消防職員給与条例(以下「新給与条例」という。)の規定の適用について は、新給与条例第17条中「(5) 重度心身障害者」とあるのは「(5) 重度心身障害 (6) 配偶者(届出者 をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)」と、新給与条例第18 条第1項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とする」とあるのは「、同条第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

(枚方寝屋川消防組合消防職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部改正)

4 枚方寝屋川消防組合消防職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和4年枚方寝屋川消防組合条例第10号)の一部を次のように改正する。 附則第16条中「並びに扶養手当及び住居手当」を「及び扶養手当」に改める。

附則別表(附則第2項関係) 号給の切替表

消防職給料表の適用を受ける職員

		新	号	給	
旧号給	4級	5級	6 級	7級	8級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1
9	5	1	1	1	2
10	6	1	1	1	2
11	7	1	1	1	2
12	8	1	1	1	2
13	9	1	1	1	
14	10	2	1	1	
15	11	3	1	1	
16	12	4	1	1	
17	13	5	1	1	
18	14	6	2	1	
19	15	7	3	1	
20	16	8	4	1	
21	17	9	5	1	
22	18	10	6	1	
23	19	11	7	1	
24	20	12	8	2	
25		13		2	
	21		9		
26	22	14	10	2	
27	23	15	11	2	
28	24	16	12	3	
29	25	17	13	3	
30	26	18	14	3	
31	27	19	15	3	
32	28	20	16	3	
33	29	21	17	3	
34	30	22	18	4	
35	31	23	19	4	
36	32	24	20	4	
37	33	25	21	4	
38	34	26	22	4	
39	35	27	23	4	
40	36	28	24	4	
41	37	29	25	4	
42	38	30	26	5	
43	39	31	27	5	
44	40	32	28	5	
45	41	33	29	5	
46	42	34	30		
47	43	35	31		
48	44	36	32		
49	45	37	33		
50	46	38	34		
51	47	39	35		
52	48	40	36	1	

F0.	10	4.1	0.7	I	1
53	49	41	37		
54	50	42	38		
55	51	43	39		
56	52	44	40		
57	53	45	41		
58	54	46	42		
59	55	47	43		
60	56	48	44		
61	57	49	45		
62	58	50			
63	59	51			
64	60	52			
65	61	53			
66	62	54			
67	63	55			
68	64	56			
69	65	57			
70	66	58			
71	67	59			
72	68	60			
73	69	61			
74	70	62			
75	71	63			
76	72	64			
77	73	65			
78	74	66			
79	75	67			
80	76	68			
81	77	69			
82	78	70			
83	79	71			
84	80	72			
85	81	73			
86	82	-			
87	83				
88	84				
89	85				
90	86				
91	87				
92	88				
93	89				
94	90				
95	91				
96	92				
97	93				
98	94				
99	95				
100	96				
100	90				

議案第4号参考資料 枚方寝屋川消防組合消防職員給与条例の一部改正について

	主要な改正部分の新旧対照表
故正後 (案)	現行
(給料の支給期日)	(給料の支給期日)
第13条 給料は、毎月20日 (その日が土曜日、日曜日及び国民の祝日に	第13条 給料は、毎月20日にその月分を支給する。ただし、当日が日曜
関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下この項にお	日、土曜日又は金曜日に当たるときは、当該日直前の木曜日とし、そ
いて「休日」という。)に当たるときは、その日前において最も近い	の他管理者が必要と認めるときは、繰り上げて支給することができる。
土曜日、日曜日及び休日でない日)にその月分を支給する。ただし、	
1月及び5月の20日が日曜日に当たるときは、その日後において最も	
近い休日でない日とする。	
2 [略]	2 [略]
(扶養手当の支給を受ける範囲)	(扶養手当の支給を受ける範囲)
第16条 扶養親族のある職員には、扶養手当を支給する。ただし、 <u>次条</u>	第16条 扶養親族のある職員には、扶養手当を支給する。ただし、 <u>次条</u>
第2号から第5号まで のいずれかに該当する扶養親族 (題	第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以
18条において「扶養親族たる父母等」という。)に係る扶養手当は、	下「扶養親族たる配偶者、父母等」」という。)に係る扶養手当は、
消防職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級であるもの	消防職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級であるもの
(以下「9級職員」という。) には、支給しない。	(以下「9級職員」という。) には、支給しない。
(扶養親族の範囲)	(扶養親族の範囲)
第17条 [略]	第17条 [略]
[削除]	(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるも
	のを含む。以下同じ。)
(1) [略]	(2) [略]
(2) [器]	(3) [略]
(3) [8]	(4) [略]

改正後(案)	現行
(4) [略]	(5) (略)
(5) 重度心身障害者	(6) 終身労務に服することができない程度の状態にある者
(扶養手当の月額)	(扶養手当の月額)
第18条 扶養手当の月額は、 <u>扶養親族たる父母等</u> については1	第18条 扶養手当の月額は、 <u>扶養親族たる配偶者、父母等</u> については1
人につき6,500円 (消防職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が	人につき6,500円 (消防職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が
8級であるもの(以下「8級職員」という。)にあつては、3,500円)、	8級であるもの(以下「8級職員」という。)にあつては、3,500円)、
前条 <u>第1号</u> に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)	前条 <u>第2号</u> に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)
については1人につき <u>13,000円</u> とする。	については1人につき <u>10,000円</u> とする。
2 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から	2 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から
満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間 <u>(以下「特定期間」</u>	満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間 <u>(以下「特定期間」</u>
という。) にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規	という。) にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規
定にかかわらず、5,000円に <u>当該期間に</u> ある当該扶養親族たる子の数を	定にかかわらず、5,000円に <u>特定期間に</u> ある当該扶養親族たる子の数を
乗じて得た額を同項の規定により算出した額に加算した額とする。	乗じて得た額を同項の規定により算出した額に加算した額とする。
第18条の2 第16条から第18条までに定めるもののほか、扶養親族の数	[新設]
の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項	
は、規則で定める。	
	(扶養親族の届出)
<u>第19条</u> 削除	第19条 新たに職員となつた者に扶養親族 (9級職員にあつては、扶養
	親族たる子に限る。)がある場合、9級職員から9級職員以外の職員
	となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に次
	の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、
	直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。
	(1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至つた者がある場合(9

改正後(案)	現行
	級職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至つた
	者がある場合を除く。)
	(2) 扶養親族たる要件を欠くに至つた者がある場合(扶養親族たる
	子又は第17条第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳
	に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件
	を欠くに至つた場合及び9級職員に扶養親族たる配偶者、父母等た
	る要件を欠くに至つた者がある場合を除く。)
	(扶養手当の支給方法等)
第19条の2 削除	第19条の2 扶養手当の支給は、新たに職員となつた者に扶養親族(9
	級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。)がある場合においては
	その者が職員となつた日、9級職員から9級職員以外の職員となつた
	職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶
	養親族たる子で前条の規定による届出に係るものがないときはその職
	員が9級職員以外の職員となつた日、職員に扶養親族(9級職員にあ
	っては、扶養親族たる子に限る。)で同条の規定による届出に係るも
	のがない場合においてその職員に同条第1号に掲げる事実が生じたと
	きはその事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日で
	あるときは、その日の属する月)から開始し、扶養手当を受けている
	職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、
	又は死亡した日、9級職員以外の職員から9級職員となつた職員に扶
	養親族たる配偶者、父母等で同条の規定による届出に係るものがある
	場合においてその職員に扶養親族たる子で同条の規定による届出に係
	るものがないときはその職員が9級職員となつた日、扶養手当を受け
	ている職員の扶養親族(9級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。)

改正後(案)	現行
	で同条の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠く
	<u>に至った場合においてはその事実が生じた日の属する月(これらの日</u>
	が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもつて終わる。
	ただし、扶養手当の支給の開始については、同条の規定による届出が
	これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、そ
	の届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるとき
	は、その日の属する月)から行うものとする。
	2 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合におい
	ては、その事実が生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であ
	るときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただ
	し書の規定は、第1号又は第3号に掲げる事実が生じた場合における
	<u> 扶養手当の支給額の改定について準用する。</u>
	(1) 扶養手当を受けている職員に更に前条第1号に掲げる事実が生
	じた場合
	(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族 (9級職員にあつては、
	<u> 扶養親族たる子に限る。)で前条の規定による届出に係るものの一</u>
	部が扶養親族たる要件を欠くに至つた場合
	(3) 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で前条の規定
	による届出に係るものがある9級職員が9級職員以外の職員となっ
	た場合
	(4) 扶養親族たる配偶者、父母等で前条の規定による届出に係るも
	のがある8級職員が8級職員及び9級職員以外の職員となつた場合
	(5) 扶養親族たる配偶者、父母等で前条の規定による届出に係るも
	の及び扶養親族たる子で同条の規定による届出に係るものがある職

改正後(案)	現行
	員で9級職員以外のものが9級職員となつた場合 (6) 扶養親族たる配偶者、父母等で前条の規定による届出に係るも
	のがある職員で8級職員及び9級職員以外のものが8級職員となつ
	た場合
	(7) 職員の扶養親族たる子で前条の規定による届出に係るもののう
	ち特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となった場合
	3 第11条、第12条、第13条の規定は扶養手当にこれを準用する。
	4 扶養手当は給料の支給方法に準じて支給する。ただし、欠勤その他
	の事由により給料を減額された場合でも扶養手当はその全額を支給す
	2°
	5 扶養手当の支給に関し、必要な事項は規則で定める。
(通勤手当)	(運動手当)
第34条 [略]	第34条 [略]
2~4 [略]	2~4 [略]
5 新たに給料表の適用を受ける職員となった者のうち、第1項の表ア	[新設]
項左欄又は同項の表ウ項左欄に掲げる職員で、当該適用の直前の住居	
(当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。)からの	
通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の	
交通機関等を利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運	
賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を	
滅じた額をいう。)を負担することを常例とするもの (任用の事情等	
を考慮して規則で定める職員に限る。)その他規則で定める職員の通	
動手当の額は、第1項の規定にかかわらず、管理者が別に定める額と	

故正後(案)	現行
1 50	
[報] 9	2 [整]
(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)	(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)
第38条 第16条から <u>第18条の2まで</u> の規定は、定年前再任用	第38条 第16条から <u>第19条の2及び第20条の2</u> の規定は、定年前再任用
短時間勤務職員には適用しない。	短時間勤務職員には適用しない。

議案第5号

枚方寝屋川消防組合消防職員旅費条例の一部改正について

次のとおり枚方寝屋川消防組合消防職員旅費条例の一部を改正するにつき、 地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条において準用する同法第96条第1 項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和7年3月27日提出

枚方寝屋川消防組合 管理者 伏見 隆

提案理由 旅費の支給基準を見直すため。

枚方寝屋川消防組合条例第 号

枚方寝屋川消防組合消防職員旅費条例の一部を改正する条例

枚方寝屋川消防組合消防職員旅費条例(平成15年枚方寝屋川消防組合条例第2号)の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを「(用語の定義)」に改め、同条第1号中「勤務地」の次に「(任命権者が認める場合には、居所又は任命権者が認める場所)」を加え、同条に次の1号を加える。

(3) 旅行役務提供者 旅行業者(旅行業法(昭和27年法律第239号)第6条の4第1項に規定する旅行業者をいう。)その他規則で定める者(以下この号において「旅行業者等」という。)であって、本消防組合と旅行役務提供契約(旅行業者等が本消防組合に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを出張者に提供することを約し、かつ、本消防組合が当該旅行業者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第8項において同じ。)を締結したものをいう。

第3条に次の1項を加える。

8 第1項及び第6項(同条第1項の規定により旅費の支給を受けることができる者に旅費として支給する場合に限る。)に規定する場合において、旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの規定に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

第6条を次のように改める。

(旅費の種目)

第6条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括 宿泊費、宿泊手当、転居費及び渡航雑費とする。

第7条中「旅費は」の次に「、出張に要する実費を弁償するためのものとして 前条に定める種目及び次条から第16条までに定める内容に基づき」を加え、「の 旅費により」を「によって」に改める。

第8条から第17条までを次のように改める。

(鉄道賃)

第8条 鉄道賃は、鉄道(鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第2条第1項

に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法(大正 10 年法律第 76 号) 第1条第1項に規定する軌道、外国におけるこれらに相当するものその他規 則で定めるものをいう。次項及び第 11 条において同じ。)を利用する移動に 要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第6号までに掲げる 費用は、第1号に掲げる費用に加えて別に支払うものであって、公務のため 特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 急行料金
- (3) 寝台料金
- (4) 座席指定料金
- (5) 特別車両料金
- (6) 前各号に掲げる費用に付随する費用
- 2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動する場合は、最下級(消防長が移動する場合には、最上級の直近下位の級)の運賃の額とする。

(船賃)

- 第9条 船賃は、船舶(海上運送法(昭和24年法律第187号)第2条第2項に 規定する船舶運航事業の用に供する船舶、外国におけるこれに相当するもの その他規則で定めるものをいう。次項及び第11条において同じ。)を利用す る移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第5号まで に掲げる費用は、第1号に掲げる費用に加えて別に支払うものであって、公 務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。
 - (1) 運賃
 - (2) 寝台料金
 - (3) 座席指定料金
 - (4) 特別船室料金
 - (5) 前各号に掲げる費用に付随する費用
- 2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動する場合は、最下級(消防長が移動する場合には、最上級の直近下位の級)の運賃の額とする。

(航空賃)

- 第10条 航空賃は、航空機(航空法(昭和27年法律第231号)第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機、外国におけるこれに相当するものその他規則で定めるものをいう。この条及び次条において同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる費用に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。
 - (1) 運賃
 - (2) 座席指定料金
 - (3) 前2号に掲げる費用に付随する費用
- 2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機に より移動する場合は、最下級の運賃の額とする。ただし、次の各号に掲げる場 合は、当該各号に定める額とする。
 - (1) 外国出張の場合であって、消防長が移動するとき 最上級の直近下位の 級の運賃の額
 - (2) 外国出張の場合であって、前号の職員以外の職員が長時間にわたる移動として規則で定めるものをするとき 最下級の直近上位の級の運賃の額
- 3 航空賃は、任命権者が特に公務上の必要により航空機の利用を認める場合 に限り、支給する。

(その他の交通費)

- 第11条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。
 - (1) 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イに掲げる一般乗合 旅客自動車運送事業(路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客 の運送を行うものに限る。)の用に供する自動車(外国におけるこれに相当 するものを含む。)を利用する移動に要する運賃
 - (2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車(外国におけるこれに相当するものを含む。)その他の旅客を運送する交通手段(前号に規定する自動車を除く。)を利用する移動に要する運賃
 - (3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第80条第1項の許

可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車(外国におけるこれに相当するものを含む。)の賃料その他の移動に直接要する費用

(4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

(宿泊費)

- 第12条 宿泊費は、出張中の宿泊を要する費用とし、その額は、地域の実情及び出張者の職務を勘案して規則で定める額(次条において「宿泊費基準額」という。)とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、職員が外国出張をした場合における宿泊費の額 は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額を基準として 任命権者が管理者と協議して定める額とする。
 - (1) 消防長 国家公務員等の旅費に関する法律施行令(令和6年政令第306号)第1条第2項第2号に規定する指定職職員等にある者に支給される同令第9条の宿泊費の額
 - (2) 前号の職員以外の職員 国家公務員等の旅費に関する法律施行令第1条 第2項第3号に規定する職務の級が10級以下の者に支給される同令第9 条の宿泊費の額

(包括宿泊費)

第13条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第8条から第11条までの規定による交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

(宿泊手当)

第14条 宿泊手当は、宿泊に伴う外国出張に必要な諸雑費に充てるための費用 とし、その額は、国家公務員等の旅費に関する法律施行令第1条に規定する 職員に支給される同令第11条の宿泊手当の額を基準として任命権者が管理 者と協議して定める額とする。

(転居費)

第15条 転居費は、勤務地の変更に伴う転居に要する費用とし、その額は、転 居の実態を勘案して規則で定める方法により算定される額とする。

(渡航雑費)

第16条 渡航雑費は、外国出張に要する雑費とし、その額は、予防接種に係る

費用、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税その他外国出張に必要なものとして規則で定める費用の額とする。

(依頼又は要求に係る者等の旅費)

- 第17条 第3条第4項の規定により職員以外の者に支給する旅費は、法令又は他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、第12条第2項第2号の例による。ただし、出張の性質、用務の内容を考慮して消防長が特に必要と認める場合にあっては、第12条第2項第1号の例によることができる。
- 2 第3条第5項の規定により支給する旅費は、退職した者については前職相当の旅費とし、採用しようとする者については新職相当の旅費とする。 第22条を次のように改める。

(旅費の調整)

- 第22条 任命権者は、当該出張における特別の事情により、又は当該出張の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合において、不当に出張の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなるときは、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。
- 2 任命権者は、出張者がこの条例の規定による旅費により出張することが当該出張の性質上困難である場合には、管理者と協議して定める旅費を支給することができる。
 - 第 23 条を第 25 条とし、第 22 条の次に次の 2 条を加える。

(旅費の支給額の上限)

- 第23条 任命権者は、鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費に係る旅費の 支給額は、第8条第1項各号、第9条第1項各号、第10条第1項各号及び第 11条各号に掲げる各費用について、当該各条及び第7条の規定により計算し た額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計 した額とする。
- 2 宿泊費、包括宿泊費、転居費及び渡航雑費に係る旅費の支給額は、当該各種目について第12条、第13条、第15条及び第16条並びに第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

(旅費の返納)

第24条 任命権者は、出張者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく 規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場 合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。 別表を削る。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の枚方寝屋川消防組合消防職員旅費条例の規定は、この条例の施行 の日以後に出発する出張及び同日前に出発し、かつ、同日以後に完了する出 張のうち同日以後の期間に対応する分について適用し、当該出張のうち同日 前の期間に対応する分及び同日前に完了した出張については、なお従前の例 による。

(枚方寝屋川消防組合議会の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 枚方寝屋川消防組合議会の議員報酬及び費用弁償に関する条例(平成 26 年 枚方寝屋川消防組合条例第1号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「車賃、宿泊料及び食卓料」を「その他の交通費、宿泊費、 包括宿泊費、宿泊手当、転居費及び渡航雑費」に改め、同条第3項ただし書中 「宿泊料及び食卓料」を「宿泊費」に、「別表、1の項」を「第12条第2項第 1号」に改める。

(枚方寝屋川消防組合特別職非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の 一部改正)

4 枚方寝屋川消防組合特別職非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例 (平成 26 年枚方寝屋川消防組合条例第 2 号)の一部を次のように改正する。 第 5 条第 2 項中「車賃、宿泊料及び食卓料」を「その他の交通費、宿泊費、 包括宿泊費、宿泊手当、転居費及び渡航雑費」に改め、同条第 3 項ただし書中 「宿泊料及び食卓料」を「宿泊費」に、「別表、1 の項」を「第 12 条第 2 項第 1 号」に、「同表中第 2 項」を「同条第 2 項第 2 号」に改める。

(枚方寝屋川消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

5 枚方寝屋川消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 (令和元年枚方寝屋川消防組合条例第6号)の一部を次のように改正する。 第23条第2項ただし書中「宿泊料及び食卓料」を「宿泊費」に、「別表第1 第2項」を「第12条第2項第2号」に改める。

議案第5号参考資料 枚方寝屋川消防組合消防職員旅費条例の一部改正について

改正後(案)	現行
(用語の定義)	(定義)
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号	第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号
に定めるところによる。	に定めるところによる。
(1) 出張 職員が公務のため一時その勤務地 (任命権者が認める場	(1) 出張 職員が公務のため一時その勤務地
合には、居所又は任命権者が認める場所)を離れて旅行し、又は職	
員以外の者が公務のため一時その住所又は居所を離れて旅行するこ	員以外の者が公務のため一時その住所又は居所を離れて旅行するこ
とをいう。ただし、次条第2項第1号の規定に該当する場合におけ	とをいう。ただし、次条第2項第1号の規定に該当する場合におけ
る旅行を含むものとする。	る旅行を含むものとする。
(2) [路]	(2) [略]
(3) 旅行役務提供者 旅行業者 (旅行業法 (昭和27年法律第239号)	[新設]
第6条の4第1項に規定する旅行業者をいう。) その他規則で定め	
る者(以下この号において「旅行業者等」という。)であって、本	
消防組合と旅行役務提供契約(旅行業者等が本消防組合に対して旅	
行に係る役務その他の規則で定めるものを出張者に提供することを	
約し、かつ、本消防組合が当該旅行業者等に対して当該旅行に係る	
<u>旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第8項</u>	
において同じ。)を締結したものをいう。	
(旅費の支給)	(旅費の支給)
第3条 [略]	第3条 [略]
2~~2	2~7 [秦]
8 第1項及び第6項 (同条第1項の規定により旅費の支給を受けるこ	[新設]

改正後(案)	現行
とができる者に旅費として支給する場合に限る。)に規定する場合に おいて、旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額 があるときは、これらの規定に規定する者に対する旅費の支給に代え て、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとし で支払うことができる。	
(旅費の種目) 第6条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊	(旅費の種類) 第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料及び食卓
費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費及び渡航雑費とする。	料とする。 2 鉄道賃は、鉄道出張について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。 る。 3 部賃は、水路出張について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。 4 航空賃は、航空出張について、路程に応じ旅客運賃により支給する。
	 五 車賃は、陸路(鉄道を除く。以下同じ。) 出張について、実費額により支給する。 6 宿泊料は、出張中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。 7 食卓料は、水路出張及び航空出張中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。
(旅費の計算)	(旅費の計算)
第7条 旅費は、出張に要する実費を弁償するためのものとして前条に 定める種目及び次条から第16条までに定める内容に基づき、最も経済 的な通常の経路及び方法により出張した場合によって 計算する。 ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経 済的な通常の経路又は方法によって出張し難い場合には、その現によ った経路及び方法によって計算する。	第7条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により出張した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって出張し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

改正後 (案)	現行
(鉄道賃) 第8条 鉄道賃は、鉄道(鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第2条第 1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法(大正10年法律	第8条 旅費計算上の出張日数は、出張のために現に要した日数による。 ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により要した
第76号)第1条第1項に規定する軌道、外国におけるこれらに相当す	日数を除くほか、鉄道出張にあっては400キロメートル、水路出張にあ
るものその他規則で定めるものをいう。次項及び第11条において同	っては200キロメートル、陸路出張にあっては50キロメートルについて
じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用	1日の割合をもって通算した日数を超えることができない。
(第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる費用に加え	2 前項ただし書の規定により通算した日数に1日未満の端数を生じた
て別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)	ときは、これを1日とする。
の額の合計額とする。	
(1) 運賃	
(2) 急行料金	
(3) 複台粉金	
(4) 座席指定料金	
(5) 特別車両料金	
(6) 前各号に掲げる費用に付随する費用	
2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄	
道により移動する場合は、最下級(消防長が移動する場合には、最上	
級の直近下位の級)の運賃の額とする。	
(船賃)	
第9条 船賃は、船舶(海上運送法(昭和24年法律第187号)第2条第2	第9条 宿泊料について定額を異にする複数の者が同時に宿泊する場合
項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶、外国におけるこれに相	には、額の多い方の定額による宿泊料を支給する。
当するものその他規則で定めるものをいう。次項及び第11条において	
同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費	
用(第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる費用に加	

故正後(案)	現行
<u>えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。</u> (1) 運賃	
(2) 複台料金 (3) 座席指定料金 (4) 特別船室料金	
(5) 前各号に掲げる費用に付随する費用 2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動する場合は、最下級(消防長が移動する場合には、最上級の直近下位の級)の運賃の額とする。	
<u>(航空賃)</u> 第10条 航空賃は、航空機(航空法(昭和27年法律第231号)第2条第1 8項に規定する航空運送事業の用に供する航空機、外国におけるこれに	第10条 鉄道出張、水路出張、航空出張又は陸路出張中における年度の経過、職の変更等のため鉄道管、船管、航空管又は直管を区分して計
相当するものその他規則で定めるものをいう。この条及び次条において同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる	必要がある場合には、最初 の分に区分して計算する。
<u>費用 (第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる費用に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)</u> の額の合計額とする。	
(1) 運賃 (2) 座席指定料金 (3) 前2号に掲げる費用に付储する費用	

故正後(案)	現行
13 3	
3 航空賃は、任命権者が特に公務上の必要により航空機の利用を認める場合に限り、支給する。 6場合に限り、支給する。 (その他の交通費) 第11条 その他の交通費)	(佐頼又は要求に係る者等の旅費) 第11条 第3条第4項の相定により聯目以外の考に专給する旅費は、決
77.17本 この他の久畑貞は、氷母、MPMACの加工版の/Fa-Full 1 つか刻 に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。	
(1) 道路運送法 (昭和26年法律第183号) 第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業 (路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。)の用に供する自動車 (外国におけるこれに相当するものを含む。)を利用する移動に要する	2 第3条第5項の規定により支給する旅費は、退職した者については 前職相当の旅費とし、採用しようとする者については新職相当の旅費 とする。
運賃 (2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車(外国におけるこれに相当するものを含む。) その他の旅客を運送する交通手段(前号に規定する自動車を除く。)	
を利用する移動に要する運賃 (3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第80条第 1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車(外国に おけるこれに相当するものを含む。)の賃料その他の移動に直接要	

改正後(案)	現行
<u>する費用</u> (1/) 前9月27年期刊74時47年期日	
(宿泊費)	(鉄道賃)
第12条 宿泊費は、出張中の宿泊を要する費用とし、その額は、地域の	第12条 鉄道賃は、次の各号に規定する旅客運賃(以下この条において
実情及び出張者の職務を勘案して規則で定める額(次条において「宿	「運賃」という。)、急行料金、寝台料金及び特別車両料金並びに座
<u> 泊費基準額」という。)とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情</u>	席指定料金による。
がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額と	(1) 乗車に要する運賃
3 30	(2) 急行料金を徴する線路による出張の場合には、運賃のほか、急
2 前項の規定にかかわらず、職員が外国出張をした場合における宿泊	行料金
費の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額	(3) 別に寝台料金を必要とする場合には、運賃及び急行料金のほか、
<u>を基準として任命権者が管理者と協議して定める額とする。</u>	寝台料金
(1) 消防長 国家公務員等の旅費に関する法律施行令(令和6年政	(4) 特別車両料金を徴する客車を運行する線路による出張をする場
<u> 今第306号)第1条第2項第2号に規定する指定職職員等にある者に</u>	合には、運賃及び前2号に規定する料金のほか、特別車両料金
支給される同令第9条の宿泊費の額	(5) 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による出張の場合に
(2) 前号の職員以外の職員 国家公務員等の旅費に関する法律施行	は、運賃及び前3号に規定する料金のほか、座席指定料金
<u> 今第1条第2項第3号に規定する職務の級が10級以下の者に支給さ</u>	2 前項第2号に規定する急行料金は、次の各号のいずれかに該当する
れる同令第9条の宿泊費の額	場合に限り、支給する。
	(1) 特別急行列車を運行する線路による出張で、片道100キロメート
	<u>ル以上のもの</u>
	(2) 普通急行列車を運行する線路による出張で、片道50キロメート
	<u>ル以上のもの</u>
	3 第1項第5号に規定する座席指定料金は、前項各号のいずれかに該
	当する場合で、急行料金のほかに別に座席指定料金を必要とするとき
	に限り、支給する。

改正後 (案)	現行
(包括宿泊費)	(船賃)
第13条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払わ	第13条 船賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃(はしけ賃及び桟橋
れる費用とし、その額は、当該移動に係る第8条から第11条までの規	賃を含む。以下この条において「運賃」という。)、寝台料金及び特
定による交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とす	別船室料金並びに座席指定料金による。
20	(1) 乗船に要する運賃。ただし、運賃の等級を区分する船舶による
	出張の場合には、1等の運賃とする。
	(2) 別に寝台料金を要する場合には、運賃のほか、寝台料金
	(3) 特別船室料金を徴する船舶を運行する航路による出張をする場
	合には、運賃及び寝台料金のほか、特別船室料金
	(4) 座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による出張の場合に
	は、運賃及び前2号に規定する料金のほか、座席指定料金
(信泊手当)	(航空賃)
第14条 宿泊手当は、宿泊に伴う外国出張に必要な諸雑費に充てるため	第14条 航空賃の額は、旅客運賃による。
の費用とし、その額は、国家公務員等の旅費に関する法律施行令第1	2 航空賃は、航空機を利用することが適当であると認められるものと
条に規定する職員に支給される同令第11条の宿泊手当の額を基準とし	して規則で定める場合に限り、支給する。
て任命権者が管理者と協議して定める額とする。	
(転居費)	(車賃)
第15条 転居費は、勤務地の変更に伴う転居に要する費用とし、その額	第15条 車賃の額は、実費額による。
は、転居の実態を勘案して規則で定める方法により算定される額とす	
2°	
(彼航雑費)	(宿泊料)
第16条 渡航雑費は、外国出張に要する雑費とし、その額は、予防接種	第16条 宿泊料の額は、別表の定額による。
に係る費用、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並び	2 宿泊料は、寝台車による鉄道出張、水路出張及び航空出張について
に入出国税その他外国出張に必要なものとして規則で定める費用の額	は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により下車し、上

改正後 (案)	現行
とする。	陸し、又は着陸して宿泊した場合に限り、支給する。
(依頼又は要求に係る者等の旅費)	(食卓料)
第17条 第3条第4項の規定により職員以外の者に支給する旅費は、法	第17条 食卓料の額は、別表の定額による。
令又は他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、第12条第2項第	2 食卓料は、船賃若しくは航空賃のほかに別に食費を要する場合又は
2号の例による。ただし、出張の性質、用務の内容を考慮して消防長	船賃若しくは航空賃を要しないが食費を要する場合に限り、支給する。
が特に必要と認める場合にあっては、第12条第2項第1号の例による	
いと対でゆる。	
2 第3条第5項の規定により支給する旅費は、退職した者については	
前職相当の旅費とし、採用しようとする者については新職相当の旅費	
<u>275.</u>	
(旅費の調整)	(旅費の調整)
第22条 任命権者は、当該出張における特別の事情により、又は当該出	第22条 任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、規則で
張の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合において、不当	定めるところにより、出張に要した実費を超えることとなる部分の旅
に出張の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給すること	費又は通常必要としない部分の旅費を支給しないことができる。
となるときは、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要	(1) 出張者が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して行う出張の場
としない部分の旅費を支給しないことができる。	√ □
2 任命権者は、出張者がこの条例の規定による旅費により出張するこ	(2) 当該出張において特別の事情、性質が存する場合
とが当該出張の性質上困難である場合には、管理者と協議して定める	2 任命権者は、出張者がこの条例の規定による旅費により出張するこ
旅費を支給することができる。	とが当該出張における特別の事情により又は当該出張の性質上困難で
	ある場合には、管理者と協議して定める旅費を支給することができる。
(旅費の支給額の上限)	[新設]
第23条 任命権者は、鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費に係る	
旅費の支給額は、第8条第1項各号、第9条第1項各号、第10条第1	
項各号及び第11条各号に掲げる各費用について、当該各条及び第7条	

改正後(案)	現行
の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。 2 宿泊費、包括宿泊費、転居費及び渡航雑費に係る旅費の支給額は、当該各種目について第12条、第13条、第15条及び第16条並びに第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。 (旅費の返納) 第24条 任命権者は、出張者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。	(新設)
(委任)	(委任)
第25条 [略]	第23条 [略]
[削除]	別表(第11条、第16条及び第17条関係)

議案第6号

枚方寝屋川消防組合消防職員の退職手当に関する条例の一部改正に ついて

次のとおり枚方寝屋川消防組合消防職員の退職手当に関する条例の一部を改正するにつき、地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条において準用する同法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和7年3月27日提出

枚方寝屋川消防組合 管理者 伏見 隆

提案理由 雇用保険法の改正に伴い、所要の整備を行うため。

枚方寝屋川消防組合条例第 号

枚方寝屋川消防組合消防職員の退職手当に関する条例の一部を改正 する条例

枚方寝屋川消防組合消防職員の退職手当に関する条例(昭和 38 年枚方寝屋川 消防組合条例第 50 号)の一部を次のように改正する。

第10条第11項第4号中「職業」を「安定した職業」に改め、同条第14項中「次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める」を「雇用保険法第56条の3第1項第1号に該当する者に係る就業促進手当について同条第4項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する」に改め、同項各号を削る。

附則第8項中「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する (経過措置)
- 2 改正後の第 10 条第 11 項(第 4 号に係る部分に限り、同条第 15 項において 準用する場合を含む。)の規定は、退職職員(退職した改正後の第 2 条第 1 項 に規定する職員(同条第 2 項の規定により職員とみなされる者を含む。)をい う。以下同じ。)であってこの条例の施行の日以後に安定した職業に就いたも のについて適用し、退職職員であって同日前に職業に就いたものに対する改 正後の第 10 条第 11 項第 4 号の就業促進手当に相当する退職手当の支給につ いては、なお従前の例による。

議案第6号参考資料 枚方寝屋川消防組合消防職員の退職手当に関する条例の一部改正について

女人女母にはどれてはど、我はくしと表す。 こうそうじん こうない こうくい くしん はんしょく はんしょく はんしょく はんしょく はんしょく はんしょく しんしょく しんしょく はんしょく しんしょく しんしん しんしん	主要な改正部分の新旧対照表
新 (改正後)	旧 (現 行)
(失業者の退職手当)	(失業者の退職手当)
第10条 [略]	第10条 [略]
2~10 [略]	2~10 [路]
11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項	11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項
又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の	又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の
各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額	各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額
を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、	を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、
傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従	傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従
い支給する。	い支給する。
(1)~(3) [晃]	(1)~(3) [路]
(4) 安定した職業に就いた者 雇用保険法第56条の3第3項に規定する	(4) 職業 に就いた者 雇用保険法第56条の3第3項に規定する
就業促進手当の額に相当する金額	就業促進手当の額に相当する金額
(5)・(6) [略]	(5) • (6) [略]
12・13 [略]	12・13 [略]
14 第11項第4号に掲げる退職手当の支給があつたときは、第1項、第3	14 第11項第4号に掲げる退職手当の支給があつたときは、第1項、第3
項又は第11項の規定の適用については、雇用保険法第56条の3第1項第	項又は第11項の規定の適用については、 <u>次の各号に掲げる退職手当ごと</u>
1号に該当する者に係る就業促進手当について同条第4項の規定により	に、当該各号に定める就業促進手当について同条第4項の規定により基
基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数分の第1項又	本手当を支給したものとみなされる日数に相当する 日数分の第1項又
は第3項の規定による退職手当の支給があつたものとみなす。	は第3項の規定による退職手当の支給があつたものとみなす。
[削除]	(1) 雇用保険法第56条の3第1項第1号イに該当する者に係る就業促進
	手当に相当する退職手当 当該退職手当の支給を受けた日数に相当す

対照表
皿
牽
è
尔
恕
변
恝
<u></u> <u></u>
豳
刑

<u> 土炭な吹止部分の新旧쵯照表</u> 	る日数 (2) 雇用保険法第56条の3第1項第1号ロに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 手当に相当する退職手当 当該就業促進手当について同条第5項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数 15~17 [略] 附 則	 8 全和7年3月31日以前に退職した職員に対する第10条第10項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。 表 [略]
新 (改正後)	[削除] 15~17 [略] 附 則	8 <u>令和9年3月31日</u> 以前に退職した職員に対する第10条第10項の規定の 適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句 は、同表の右欄に掲げる字句とする。 表 [略]

議案第7号

枚方寝屋川消防組合消防職員の勤務時間等に関する条例の 一部改正について

次のとおり枚方寝屋川消防組合消防職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正するにつき、地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条において準用する同法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和7年3月27日提出

枚方寝屋川消防組合 管理者 伏見 隆

提案理由

育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限に関する規定を新たに設けるため。

枚方寝屋川消防組合消防職員の勤務時間等に関する条例の一部を改 正する条例

枚方寝屋川消防組合消防職員の勤務時間等に関する条例(平成7年枚方寝屋川 消防組合条例第5号)の一部を次のように改正する。

第8条の2の次に次の1条を加える。

(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

- 第8条の3 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子(民法(明治29年 法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における 同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請 求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。)であって、当該 職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1 項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職 員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。 以下この条において同じ。)のある職員(当該職員の配偶者で当該子の親であ るものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項に おいて同じ。)において常態として当該子を養育することができるものとして 規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、規則で定める ところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営 を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。
- 2 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第8条第2項に規定する勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。)をさせてはならない。
- 3 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、

- 1月について24時間、1年について150時間を超えて、第8条第2項に規定する勤務をさせてはならない。
- 4 前3項の規定は、枚方寝屋川消防組合消防職員休暇規則(平成7年枚方寝屋 川消防組合規則第10号。以下「休暇規則」という。) 第5条第1項に規定する 要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小 学校就学の始期に達するまでの子(民法(明治 29 年法律第 89 号)第 817 条の 2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子 縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が 裁判所に係属している場合に限る。)であって、当該職員が現に監護するもの、 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 27 条第1項第3号の規定により同法 第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童そ の他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条において同 じ。)のある職員(当該職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後 10 時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。) におい て常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当 する場合における当該職員を除く。)が、規則で定めるところにより、当該子 を養育する」とあるのは「休暇規則第5条第1項に規定する要介護者のある職 員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護する」と、「深夜にお ける」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)に おける」と、第2項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規 則で定めるところにより、当該子を養育する」とあるのは「休暇規則第5条第 1 項に規定する要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介 護者を介護する」と、「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講 ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と、前 項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところ により、当該子を養育する」とあるのは「休暇規則第5条第1項に規定する要 介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護する」 と読み替えるものとする。

附則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第7号参考資料

枚方寝屋川消防組合消防職員の勤務時間等に関する条例の一部改正について

主要な改正部分の新旧対照表

現行 (新設) (明治 こおける同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求 ンた者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限 る。)であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法 律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規 定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準 ずる者として規則で定める者を含む。以下この条において同じ。)のある 職員(当該職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から 翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。)において常 態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該 当該子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で 当該請 求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難で ある場合を除き、第8条第2項に規定する勤務 (災害その他避けることの 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で 求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難で 29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間 できない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。)をさせて 当する場合における当該職員を除く。)が、規則で定めるところにより、 ある場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子(民法 当該子を養育するために請求した場合には、 定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、 (育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限) 第8条第2項に規定する勤務をさせてはならない。 合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。 改正後 (案) 定めるところにより、 なならない 第8条の3

故正後 (案)	現行
4 前3項の規定は、枚方寝屋川消防組合消防職員休暇規則(平成7年枚方 寝屋川消防組合規則第10号、以下「休暇規則」という。)第5条第1項に	
161	
第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子(民法(明治29年法律第9	
号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項	
に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請	
求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。)であって、	
当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27	
条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組	
里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規	
則で定める者を含む。以下この条において同じ。)のある職員(当該職員	
の配偶者で当該子の親であるものが、深夜 (午後10時から翌日の午前5時	
までの間をいう。以下この項において同じ。)において常態として当該子	
を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合にお	
ける当該職員を除く。)が、規則で定めるところにより、当該子を養育す	
る」とあるのは「休暇規則第5条第1項に規定する要介護者のある職員が、	
規則で定めるところにより、当該要介護者を介護する」と、「深夜におけ	
る」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)	
における」と、第2項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員	
が、規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあるのは「休暇規	
則第5条第1項に規定する要介護者のある職員が、規則で定めるところに	
より、当該要介護者を介護する」と、「当該請求をした職員の業務を処理	
するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運	
営に支障がある」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある」	
職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあるのは「休	
暇規則第5条第1項に規定する要介護者のある職員が、規則で定めるとこ	
ろにより、当該要介護者を介護する」と読み替えるものとする。	

議案第8号

救助工作車の艤装請負変更契約の締結について

次のとおり、救助工作車の艤装請負変更契約を締結するにつき、地方 自治法(昭和22年法律第67号)第292条において準用する同法第96条第 1項第5号の規定により議会の議決を求める。

令和7年3月27日提出

枚方寝屋川消防組合 管理者 伏見 隆

1 契約当事者

発 注 者 枚方市新町1丁目7番11号

枚方寝屋川消防組合

管理者 伏見 隆

受 注 者 兵庫県三田市テクノパーク2番地の3

株式会社モリタ関西支店

支店長 土居 典生

2 件 名 救助工作車の艤装請負

3 変 更 内 容 納入期限

変 更 前 本契約締結日から令和7年2月28日まで変 更 後 本契約締結日から令和7年3月31日まで

4 変 更 理 由 契約条項第16条の規定により、請負人から納入期

限延長の請求があったことから期日を変更する

もの。

5 契約条項その他 この変更契約は枚方寝屋川消防組合議会の議決

を経て本契約の効力が生じるものとする。